

令和9年度
軽井沢町国民健康保険税率（案）
について

住民課保険年金係

1. 税率改正の背景

(1) 国民健康保険について

国民健康保険とは

国民健康保険（以下「国保」という。）は、日本の公的医療保険制度の一つであり、加入者が保険料（税）をあらかじめ出しあうことで、医療にかかる時には、高額な医療費であっても、その一部を支払うことで医療サービスを受けられるようにする仕組みとなります。

対象となる人

主な加入者として、自営業者、フリーランス、農業、漁業者、退職した人、無職の人など0歳から74歳までの方
※職場の健康保険（社会保険）や後期高齢者医療制度に加入している人（75歳以上）、生活保護の人を除くすべての人

扶養の概念

社会保険とは異なり、国保には扶養の概念がなく、加入者1人ごとに保険税がかかります。

保険税について

保険税には4つの区分に分けられます。

- ・医療給付費分：医療保険に充てる
- ・後期高齢者支援納付金分：後期高齢者医療制度への支援へ充てる
- ・介護納付金分：介護保険へ充てる（40歳から64歳までの方）
- ・子ども・子育て支援納付金分：法律で定めたこども・子育て世帯向けの支援、給付のみに充てる

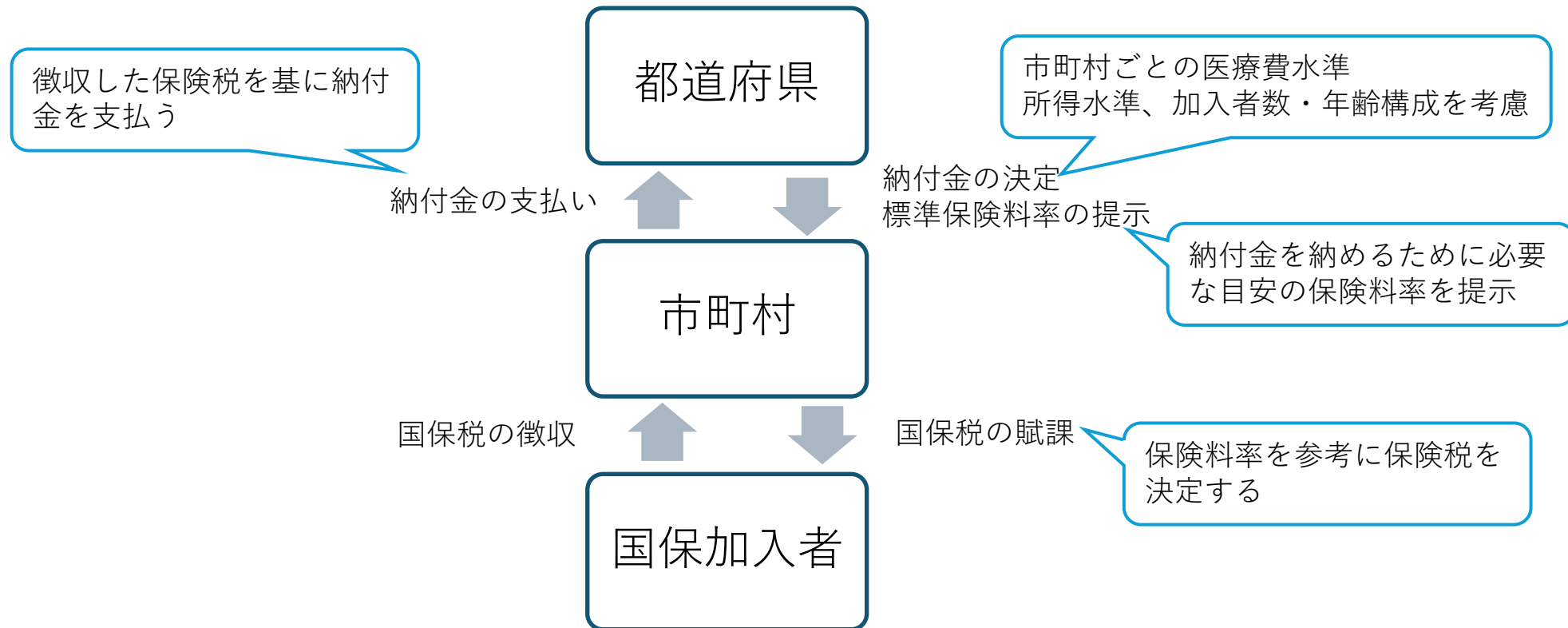
保険税の計算

前年の所得、世帯構成（人数）、年齢（40歳以上は介護納付金分を含む）を基に計算されます。（所得が少ない場合は減額制度があります）

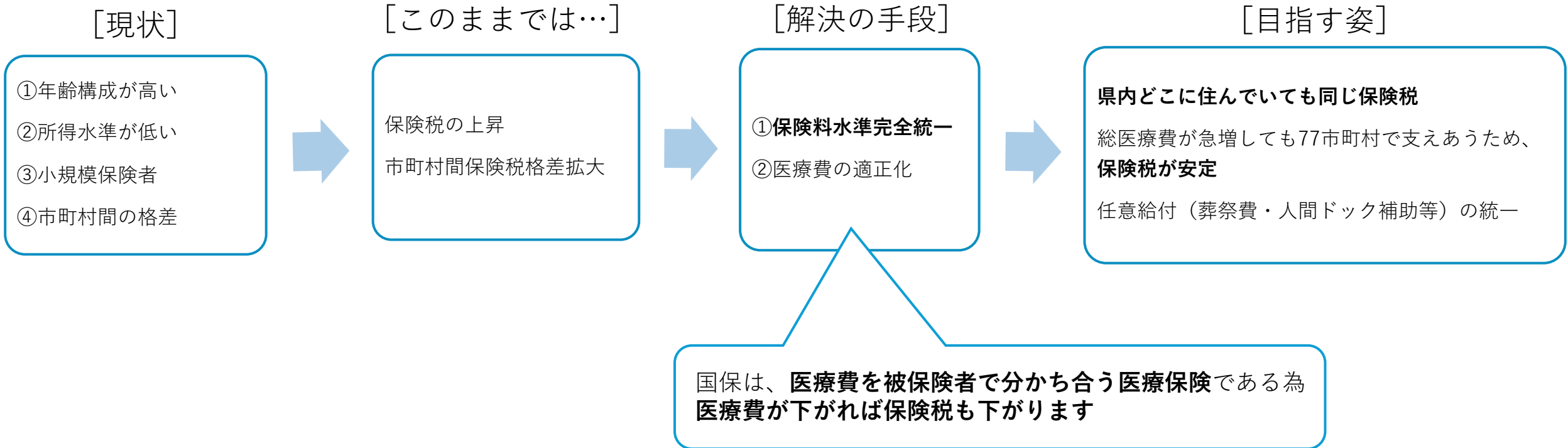
(2) 平成30年度の国保制度改革

平成30年度の国保制度改革により、それまでは各市町村が行ってきた国保運営を、県が市町村とともに運営をすることで、安定的な財政運営の役割を担うこととなりました。

これにより、各市町村が県へ納付金を納め、県が保険給付を支払う運用に変更されました。県は各市町村に納付金を納めるために必要な保険料の目安となる「標準保険料率」を示し、これに基づき市町村は保険税の算定をすることとなりました。



(3)国保の保険料水準の統一の必要性



令和15年度を目標に保険料水準の完全統一

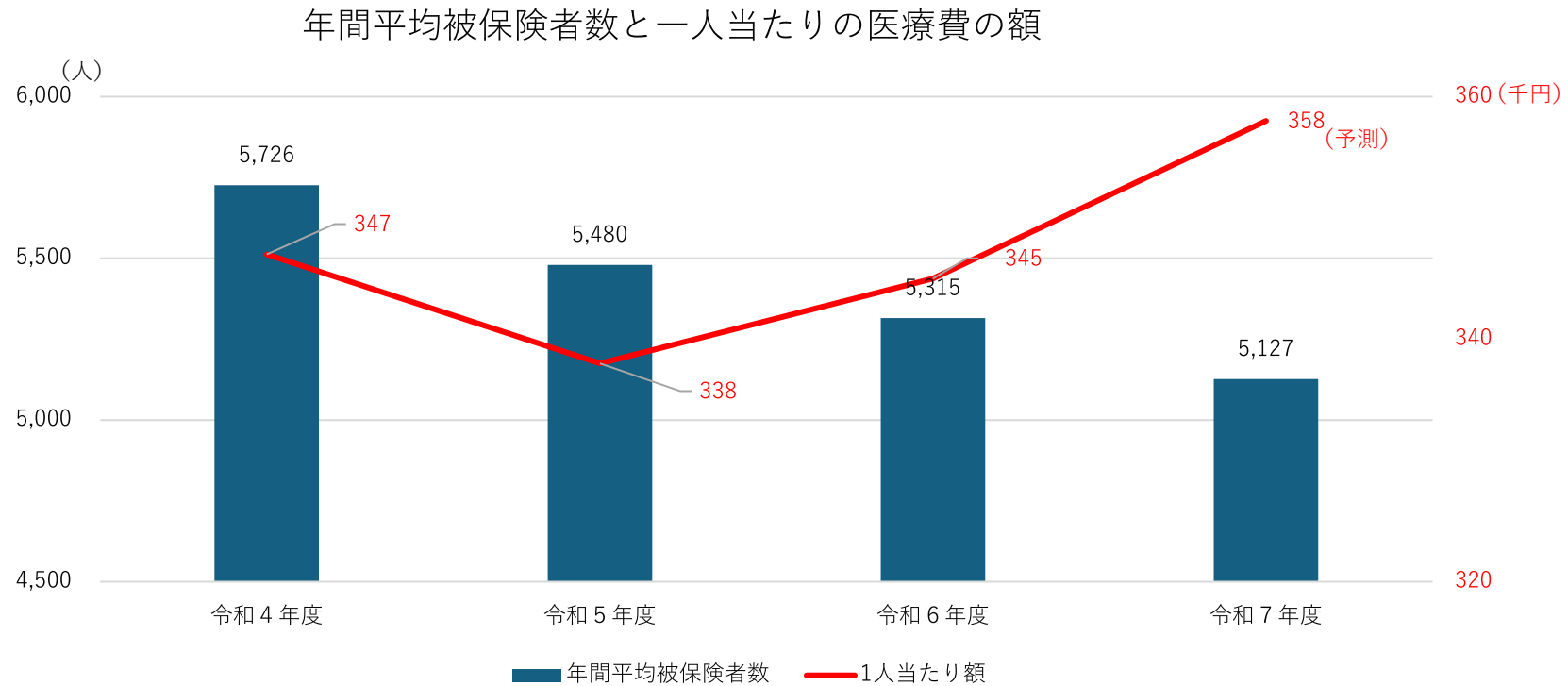
(4) 軽井沢町の国民健康保険税について

軽井沢町では国保加入者の方の負担を増やさないために、**平成29年度以降国保税の税率を据え置き**、納付金は国保税と、基金を取り崩しながら支払いを行ってきました。

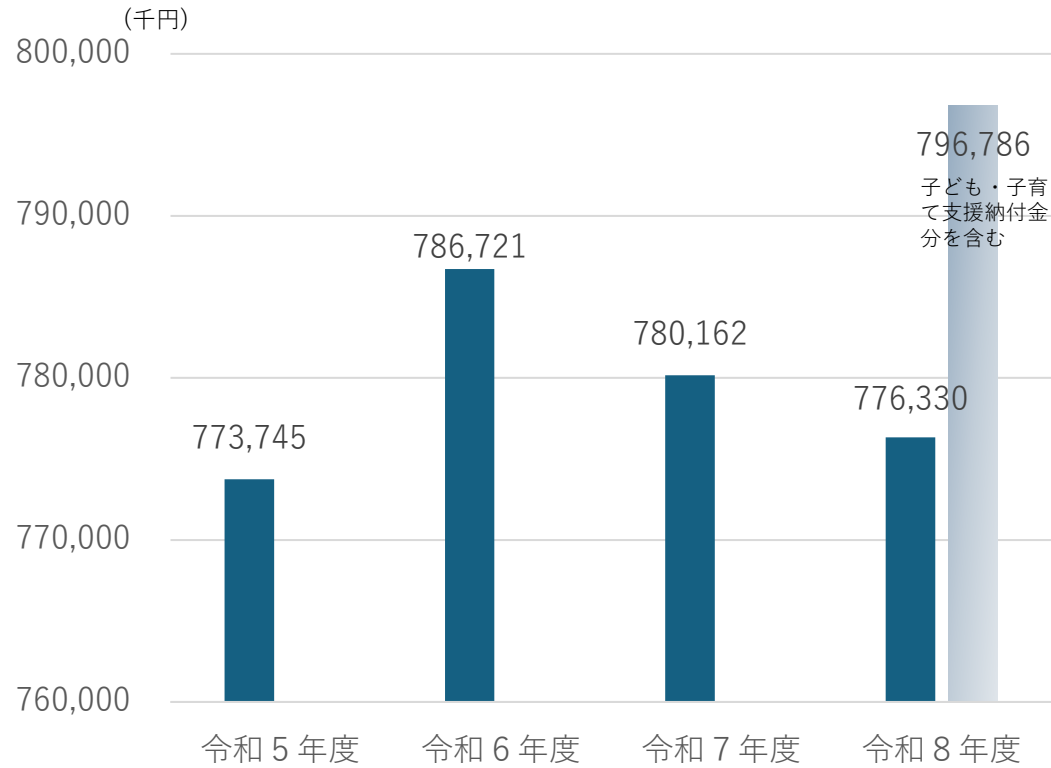
現在は、基金残高を一定程度確保している状況にありますが、団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行や、パート・非正規雇用の方々への社会保険適用拡大により、**国保加入者は年々減少**してきている一方で、高齢化が進み、病院にかかる人の割合が増えてきていることや、医療の高度化、高額な投薬の普及などにより一人当たりの**医療費は増加**してきております。

今後見込まれる医療費の増加や**保険料水準の統一**を見据えると、将来的に急激な保険税の上昇を避けるためには、基金を活用することで負担増を抑えつつ、**県の算定している標準保険料率に段階的に近づけていくことが、重要となります。**

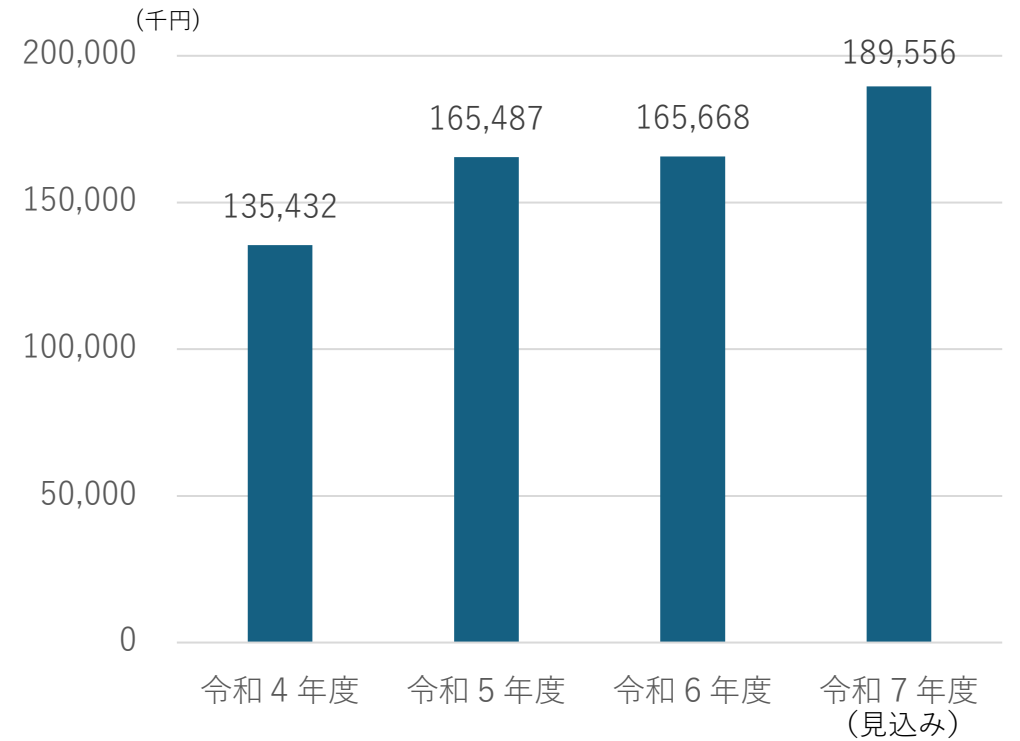
そのため国保税率の見直しの必要があると考えております。



納付金の推移



基金保有状況



医療給付費分

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
所得割	6.51%	6.85%	6.86%
均等割	23,744円	24,968円	25,024円
平等割	24,066円	25,519円	25,535円



後期高齢者支援金分

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
所得割	2.96%	2.92%	2.90%
均等割	11,093円	10,701円	10,849円
平等割	9,770円	9,590円	9,753円



介護納付金分

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
所得割	2.40%	2.36%	2.41%
均等割	10,341円	9,869円	10,057円
平等割	8,203円	7,975円	8,075円



※均等割：1人ずつに課税
平等割：1世帯ごとに課税

長野県標準保険料率は毎年1月頃に翌年度の保険料率が確定される

医療給付費分

	現行税率 ①	県標準保険料率②	差①－②
所得割	7.50%	6.86%	+0.64%
均等割	18,500円	25,024円	△6,524円
平等割	21,000円	25,535円	△4,535円

所得割が高く、均等割、平等割が低い

後期高齢者支援金分

	現行税率 ①	県標準保険料率②	差①－②
所得割	2.60%	2.90%	△0.30%
均等割	6,500円	10,849円	△4,349円
平等割	6,600円	9,753円	△3,153円

所得割、均等割、平等割が低い

介護納付金分

	現行税率 ①	県標準保険料率②	差①－②
所得割	2.70%	2.41%	+0.29%
均等割	8,300円	10,057円	△1,757円
平等割	5,000円	8,075円	△3,075円

所得割が高く、均等割、平等割が低い

子ども・子育て支援納付金分については、令和8年度標準保険料率に基づいて算出をしている

医療給付費分

Ⅰ案

現状の保険税率と
令和8年度の標準
保険料率との差を
7分割

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和15年度
所得割	7.50%	7.40%	7.30%	7.20%	6.86%
均等割	18,500円	19,500円	20,400円	21,300円	25,000円
平等割	21,000円	21,700円	22,300円	22,900円	25,500円

後期高齢者支援金分

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和15年度
所得割	2.60%	2.64%	2.68%	2.72%	2.90%
均等割	6,500円	7,100円	7,700円	8,300円	10,800円
平等割	6,600円	7,000円	7,500円	7,900円	9,700円

介護納付金分

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和15年度
所得割	2.70%	2.66%	2.62%	2.58%	2.41%
均等割	8,300円	8,500円	8,800円	9,000円	10,000円
平等割	5,000円	5,400円	5,800円	6,200円	8,000円

(条件) : 令和8年1月13日現在の国民健康保険料(税)適正算定マニュアルに登録したデータを使用

- ・被保険者数 5,142人
- ・世帯数 3,442世帯 (内特定世帯296世帯 : 内特定継続世帯 : 34世帯)

I 案

現状の保険税率と令和8年度の標準保険料率との差を7分割

	改定税率	現行との差	算出税額	控除額		賦課額
				限度超過額	低所得軽減	
医療給付費分	所得割率	7.40	△ 0.10	663,158,407	342,155,338	321,003,069
	均等割額	19,500	1,000	100,269,000		71,226,675
	平等割額	21,700	700	71,295,350		49,674,012
	計			834,722,757	342,155,338	441,903,756
後期高齢者支援金分	所得割率	2.64	0.04	236,586,242	118,659,671	117,926,571
	均等割額	7,100	600	36,508,200		25,933,815
	平等割額	7,000	400	22,998,500		16,023,875
	計			296,092,942	118,659,671	159,884,261
介護納付金分	所得割率	2.66	△ 0.04	130,146,965	81,119,385	49,027,580
	均等割額	8,500	200	16,286,000		12,158,400
	平等割額	5,400	400	8,591,400		6,295,320
	計			155,024,365	81,119,385	67,481,300
子ども・子育て支援納付金分	所得割率	0.31	0.00	27,780,960	14,146,355	13,634,605
	均等割額	1,200	0.00	5,657,187		3,922,455
	平等割額	1,200	0.00	3,942,600		2,746,950
	計			37,380,747	14,146,355	20,304,011
合計			1,323,220,811	556,080,749	689,573,328	
				×94% (収納率)	648,198,928	
				1人当たり賦課額	156,203	
				1世帯当たり賦課額	223,150	

現行との差 介護納付金分あり

(40歳から64歳の方がいる世帯)

所得割 △0.10%

均等割 +1,800円

平等割 +1,500円

(年間)

現行との差 介護納付金分なし

(40歳から64歳の方がいない世帯)

所得割 △0.06%

均等割 +1,600円

平等割 +1,100円

(年間)

1人当たり平均 1,276円

1世帯当たり平均 1,872円

(年間)

増

医療給付費分

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和15年度
所得割	7.50%	7.38%	7.26%	7.14%	6.86%
均等割	18,500円	19,800円	21,100円	22,400円	25,000円
平等割	21,000円	21,900円	22,800円	23,700円	25,500円

後期高齢者支援金分

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和15年度
所得割	2.60%	2.66%	2.72%	2.78%	2.90%
均等割	6,500円	7,400円	8,300円	9,200円	10,800円
平等割	6,600円	7,200円	7,800円	8,400円	9,700円

介護納付金分

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和15年度
所得割	2.70%	2.64%	2.58%	2.52%	2.41%
均等割	8,300円	8,700円	9,100円	9,500円	10,000円
平等割	5,000円	5,600円	6,200円	6,800円	8,000円

II 案

現状の保険税率と
令和 8 年度の標準
保険料率との差を
5 分割

(条件) : 令和8年1月13日現在の国民健康保険料(税)適正算定マニュアルに登録したデータを使用

- ・被保険者数 5,142人
- ・世帯数 3,442世帯 (内特定世帯296世帯 : 内特定継続世帯 : 34世帯)

II 案

現状の保険税率と
令和8年度の標準
保険料率との差を
5分割

	改定税率	現行との差	算出税額	控除額		賦課額
				限度超過額	低所得軽減	
医療給付費分	所得割率	7.38	△ 0.12	661,366,087	341,088,326	320,277,761
	均等割額	19,800	1,300	101,811,600		72,322,470
	平等割額	21,900	900	71,952,450		50,131,837
	計			835,130,137	341,088,326	442,732,068
後期高齢者支 援金分	所得割率	2.66	0.06	238,378,562	119,952,940	118,425,622
	均等割額	7,400	900	38,050,800		27,029,610
	平等割額	7,200	600	23,655,600		16,481,700
	計			300,084,962	119,952,940	161,936,933
介護納付金分	所得割率	2.64	△ 0.06	129,168,416	80,430,108	48,738,308
	均等割額	8,700	400	16,669,200		12,444,480
	平等割額	5,600	600	8,909,600		6,528,480
	計			154,747,216	80,430,108	67,711,268
子ども・子育 て支援納付金 分	所得割率	0.31	0.00	27,780,960	14,146,355	13,634,605
	均等割額	1,200	0.00	5,657,187		3,922,455
	平等割額	1,200	0.00	3,942,600		2,746,950
	計			37,380,747	14,146,355	20,304,011
合計			1,327,343,062	555,617,729	692,684,280	
					×94% (収納率)	651,123,223
					1人当たり賦課額	156,883
					1世帯当たり賦課額	224,131

現行との差 介護納付金分あり
(40歳から64歳の方がいる世帯)
所得割 △0.12%
均等割 +2,600円
平等割 +2,100円
(年間)

現行との差 介護納付金分なし
(40歳から64歳の方がいない世帯)
所得割 △0.06%
均等割 +2,200円
平等割 +1,500円
(年間)

1人当たり平均 1,956円
1世帯当たり平均 2,853円 増
(年間)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和15年度
県標準保険料率	ロードマップ 中間見直し 完全統一 目標年度設定	資産割の廃止 ※軽井沢町は該当なし				完全統一 目標年度
国保運営協議会	→ 諮問・答申	→ 諮問・答申	→ 諮問・答申	→ 諮問・答申	→ 諮問・答申	
子ども・子育て 支援納付金	R8標準保険料率に 基づき改正	R9標準保険料率に 基づき改正	R10標準保険料率に 基づき改正			
国民健康保険税 (子ども・子育て支援納 付金以外)		R8標準保険料率に 基づき改正	R9標準保険料率に 基づき改正	R10標準保険料率に 基づき改正	R11標準保険料率に 基づき改正	R15標準保険料率に 基づき改正

R0年度標準保険料率
⇒R0年度税率になるように調
整していく